

公 告

「広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業」に係る公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

令和 7 年 5 月 30 日

広川町長 氷室 健太郎

1. 事業の概要

事業名	広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業
設備設置場所	①福岡県八女郡広川町大字新代 1965 番地 1 広川町町民交流センター北側駐車場 ②福岡県八女郡広川町大字日吉 1164 番地 6 広川町産業展示会館東側駐車場
事業内容	事業者は、町が所有する上記施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により EV 急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式の設置、維持管理及び事業運営を行う。
履行期間	契約の日から令和 8 年 2 月 27 日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (4) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3. 選定条件

参加表明書の提出後に 2. 参加資格要件を満たすかの確認を行い、参加資格要件を満たした者は、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ただし、企画提案書の提出者が 5 者以上ある場合は、参加表明書及び企画提案書等の審査によりプレ

ゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定することがある。

4. 企画提案参加希望申込み及び受付等のスケジュール

項 目	日 程 等
①実施の公表	令和7年5月30日(金)
②参加資格に係る質問受付期間	令和7年5月30日(金)～令和7年6月2日(月) 正午必着
③参加資格に係る質問回答日	令和7年6月3日(火)
④参加申込書の提出期間	令和7年5月30日(金)～令和7年6月4日(水) 正午必着
⑤参加資格審査結果通知	令和7年6月5日(木)
⑥企画提案に係る質問受付期間	令和7年6月5日(木)から令和7年6月9日(月) 正午まで
⑦企画提案に係る質問回答	令和7年6月10日(火)
⑧企画提案書の提出期間	令和7年6月6日(金)～令和7年6月11日(水) 午後5時必着
⑨辞退届の提出期限	令和7年6月12日(木)
⑩企画提案ヒアリング	令和7年6月13日(金) ※WEB 会議システム
⑪特定結果の通知・公表	令和7年6月16日(月)
⑫契約締結日	令和7年6月17日(火)

5. プロポーザル方式等の実施概要及び実施要領について

(1) 実施要領等の配布

実施要領等は、福岡県広川町公式ホームページよりダウンロードすること。

(2) 受託候補者の選定について

企画提案書は、審査委員会により審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定し、最優秀提案者を受託候補者として、随意契約の方法で契約を締結する。受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点提案者と交渉する。

(3) その他

本プロポーザルに関する詳細は、「広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業－公募型プロポーザル実施要領－」による。

6. 問い合わせ先

広川町役場総務課財政係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1 広川町役場 FAX : 0943-32-5164

TEL : 0943-32-1255 内線 340・341 E-mail : zaisei@town.hirokawa.lg.jp